

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	牛越 国昭
登録番号又は法人番号	16082165
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	うしごえ行政書士事務所
事務所所在地	東京都港区赤坂2-14-13シャトレ赤坂6F602
処分年月日	令和2年1月30日（理事会決議日）
処分内容（種類）	2年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する、第三者を介した申請取次業務をC行政書士法人（現、愛知県行政書士会所属法人）より繰り返し受任し、第三者を介した取次申請を行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は全く無く、後述する行政書士法や同法施行規則、或いは、東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。更には、第三者を介した申請取次業務を繰り返し行ったことは当然許されることではなく、まして申請人や所属機関との面談を制限されていたとしても、それを確実に行わずに、事実上C行政書士法人の運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、本来ならば最大級の処分をするのが相当ではあるが、ヒアリングでは率直に違反・違背行為を認めている。しかしながら、今後もC行政書士法人等の第三者を介した取次行為を完全に否定できる証拠の提示も行われていない。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（違反している規則、会則）</p> <p>一、行政書士法第9条違反（帳簿の未記載、一部の事件の領収書無し）</p> <p>二、行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）</p> <p>三、行政書士法第13条違反（会則遵守の義務違反）</p> <p>四、東京都行政書士会会則第21条（名義貸しの禁止）</p> <p>五、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1号違反（誓約書に違背）</p>